

II. 指定整備関係法令

Ⅱ

指定整備関係法令

1. 指定自動車整備事業規則（抜粋）

制 定 昭和 37 年 9 月 26 日 運 輸 省 令 第 49 号
最終改正 令和 7 年 7 月 8 日 国 土 交 通 省 令 第 82 号

（指定の申請）

第 1 条 道路運送車両法（以下「法」という。）第 94 条の 2 の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 事業場の名称及び所在地
- (3) 法第 94 条の 2 第 2 項において準用する法第 78 条第 2 項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けようとする者にあつては、その内容
- (4) 認証を受けた自動車特定整備事業の種類及び認証番号並びに法第 78 条第 2 項の規定により対象とする自動車の種類の指定その他業務の範囲の限定を受けている者にあつては、その内容
- (5) 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、その種類及び認定番号
- (6) 優良自動車整備事業者の認定を受けていない者にあつては、次に掲げる事項
 - イ 実施している整備作業の範囲
 - ロ 事業場管理責任者の氏名及び略歴
 - ハ 主任技術者の氏名及び略歴
 - ニ 工員の構成及びその技能程度

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法第 94 条の 2 第 2 項において準用する法第 80 条第 1 項（同項第 2 号ロからニまでに係る部分に限る。）に該当しないことを信じさせるに足る書面
- (2) 自動車の検査をする場所及び自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積並びに次条第 1 項第 2 号の自動車検査用機械器具の配置状況を記載した事業場の平面図
- (3) 次条第 1 項第 2 号の自動車検査用機械器具の名称、型式及び数を記載した書面並びにこれらの自動車検査用機械器具が次条第 2 項に規定する要件に適合することを信じさせるに足る書面
- (4) 法第 94 条の 4 第 1 項の自動車検査員に選任しようとする者の氏名及びその者が第 4 条各号の一に該当する者であることを記載した書面並びにその者の同意書
- (5) 法第 94 条の 2 第 3 項の規定により自動車の検査の設備を 2 以上の事業場のために用いようとする場合にあつては、次に掲げる書面
 - イ 当該設備の管理責任者の氏名、維持管理体制及び所在地を記載した書面
 - ロ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称及びこれらの者の最近 3 か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面
 - ハ 当該設備の共同使用に関する契約書の写し
 - ニ 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積を記載した書面
- (6) 申請者が優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合にあつては、次に掲げる書面
 - イ 整備用の主要な設備及び機器を記載した書面

- ロ 事業場の設備を記載した平面図
- ハ 最近3か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面
- ニ 貸借対照表及び損益計算書

(検査の設備の基準)

第2条 法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第94条の5第4項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。
- (2) 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはリ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

- イ ホイール・アライメント・テスト又はサイドスリップ・テスト
- ロ ブレーキ・テスト
- ハ 前照灯試験機
- ニ 音量計
- ホ 速度計試験機
- ヘ 一酸化炭素測定器
- ト 炭化水素測定器
- チ 黒煙測定器又はオパシメータ
- リ 検査用スキャンツール

2 前項第2号の自動車検査用機械器具は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第57条第4号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(検査の設備の共同使用の要件)

第3条 法第94条の2第3項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 共同使用の用に供される自動車の検査の設備（以下「共用設備」という。）について、その管理責任者が明確に定められていること。
- (2) 自動車検査用機械器具の取扱要領、点検要領その他共用設備の管理規程が明確に定められていること。
- (3) 共用設備は、これを使用しようとする事業者の事業場と共用設備との間の道路交通の状況、共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく検査業務を行うことができる位置にあること。
- (4) 共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業場の整備能力に対応したものであること。
- (5) 共用設備の共同使用に関する契約において、これを使用しようとするすべての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。
- (6) 共用設備を使用して検査をする自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

P68 関連 共同使用の取扱いについて
P81 関連 指定業務処理要領 第14条
P36 関連 指導要領 別添3 第23

(自動車検査員の要件)

第4条 法第94条の4第1項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、自動車整備士技能検定（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）の規定による二級自動車シャシ整備士の技能検定のみ合格した者を除く。）として1年以上（検定規則による一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの
- (2) 法第74条第1項の自動車検査官の経験を有する者
- (3) 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条に規定する審査事務を実施する者として自動車の審査業務（法第75条の5第1項に基づく審査に係る業務を除く。）の経験を有するもの
- (4) 法第76条の32第1項の軽自動車検査員の経験を有する者

(自動車検査員の兼任の要件)

第4条の2 法第94条の4第2項ただし書の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 自動車検査員の兼任に係る事業場は、当該事業場とその者が現に検査業務を行っている事業場との間の道路交通の状況、兼任に係る事業場における検査業務量等を勘案して、当該自動車検査員が支障なくそれぞれの事業場の検査業務を行うことができる位置にあること。
- (2) 兼任に係る自動車検査員が処理することとなる検査業務量は、当該自動車検査員が兼任に係るすべての事業場における検査業務を支障なく行うことができる範囲内のものであること。

P37 関連 指導要領 別添3 第2 4

(自動車検査員の選任届等)

第5条 法第94条の4第3項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 自動車検査員の選任に係る事業場の名称及び所在地
 - (3) 自動車検査員の氏名及び生年月日
 - (4) 法第94条の4第2項ただし書の規定により他の事業場の自動車検査員を届出に係る事業場の自動車検査員として選任しようとする場合にあつては、当該他の事業場の名称及び所在地
- 2 前項の届出書には、同項第3号の者が第4条各号の一に該当すること及び法第94条の4第5項の者に該当しないことを信じさせるに足る書面並びに前項第4号に掲げる場合にあつては、当該他の事業場の最近3か月間における月平均の車種別整備実績を記載した書面を添付しなければならない。
- 3 指定自動車整備事業者は、第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から15日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

(点検の基準)

第6条 法第94条の5第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。

P244 参考 記入例

- (1) 法第48条第1項第1号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）別表第 3 又は別表第 4 に定めるすべての点検
ロ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、
イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなる
おそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第 3 に掲げる点検のう
ち、その判断のために必要な点検 *P13 関連 別表第 3 P15 参考 使用状況が特殊な例*

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみ
によっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどう
かを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のた
めに必要な点検 *P15 参考 特殊な構造及び装置の例*

(2) 法第 48 条第 1 項第 2 号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第 5 に定めるすべての点検

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、
イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなる
おそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第 4 に掲げる点検のう
ち、その判断のために必要な点検 *P13 関連 別表第 4*

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみ
によっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどう
かを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のた
めに必要な点検

(3) 法第 48 条第 1 項第 2 号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第 5 の 2 に定めるすべての点検

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、
イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなる
おそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第 6 に掲げる点検のう
ち、その判断のために必要な点検 *P14 関連 別表第 6*

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみ
によっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどう
かを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のた
めに必要な点検

(4) 法第 48 条第 1 項第 3 号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第 6 に定めるすべての点検

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、
イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなる
おそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第 5 に掲げる点検のう
ち、その判断のために必要な点検 *P13 関連 別表第 5*

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみ
によっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどう
かを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のた

めに必要な点検

(5) 法第 48 条第 1 項第 3 号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）にあっては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第 7 に定めるすべての点検

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第 6 に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検 P14 関連 別表第 6

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、イに掲げる点検のみによっては当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

2 指定自動車整備事業者は、前項各号ロ又はハに定める点検を行おうとするときは、あらかじめ、依頼者に必要と認められる点検の内容を説明し、了解を得なければならない。

P37 関連 指導要領 別添 3 第 3

(自動車検査員の証明)

第 7 条 法第 94 条の 5 第 1 項及び法第 94 条の 5 の 2 第 1 項の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に記名し、及び押印することにより行う。ただし、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、保安基準適合標章に押印することを要しない。

2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記録された車台番号並びに道路運送車両法施行規則第 35 条の 3 第 1 項各号（第 2 号、第 3 号、第 15 号、第 19 号から第 21 号まで及び第 28 号を除く。）並びに第 35 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 7 号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第 94 条の 5 第 1 項の証明（一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。

P80 関連 指定業務処理要領 第 13 条

(検査等の基準)

第 8 条 法第 94 条の 5 第 4 項前段の国土交通省令で定める基準（法第 94 条の 5 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）は、別表第 2 に定めるものとする。

2 法第 94 条の 5 第 4 項後段の国土交通省令で定める技術上の基準は、第 6 条の点検に別表第 2 の 1 の項及び 2 の項に定める方法に準じて行う点検を加えたものとする。

3 自動車検査員が、前項の基準により法第 94 条の 5 第 1 項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、その後実施された整備が当該部分の保安基準に適合している状態に影響を及ぼすものでなかった場合に限り、同条第 4 項後段の規定により検査において保安基準に適合するものとみなす。

P37 関連 指導要領 別添 3 第 3 (4)

(保安基準適合証等)

第 9 条 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第 94 条の 5 第 4 項の検査をした日か

ら 15 日間とする。

- 2 保安基準適合証及び限定保安基準適合証の様式は第 1 号様式、保安基準適合標章の様式は第 2 号様式（第 7 条第 1 項ただし書に規定する保安基準適合標章の様式にあっては、第 2 号様式の 2）とする。

*P16 関連 第 1 号様式 P17 関連 第 2 号様式及び第 2 号様式の 2
P40 関連 指導要領 別添 3 の 2、P44 別添 3 の 3*

（登録情報処理機関に対する照会）

第 9 条の 2 法第 94 条の 5 第 10 項の照会は、保安基準適合証に記載すべき事項について、電磁的方法により行うものとする。

- 2 前項の照会を受けた登録情報処理機関は、電磁的方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

（法第 94 条の 5 の 2 第 2 項の国土交通省令で定める自動車）

第 9 条の 3 法第 94 条の 5 の 2 第 2 項の国土交通省令で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 登録を受けたことがある自動車
- (2) 検査対象軽自動車
- (3) 二輪の小型自動車

（指定整備記録簿の記載事項）

第 10 条 法第 94 条の 6 第 1 項第 5 号の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の番号とする。

P80 関連 指定業務処理要領 第 13 条 第 1 項第 1 号

（指定整備記録簿の様式）

第 10 条の 2 指定整備記録簿の様式は、普通自動車、三輪以上の小型自動車、検査対象軽自動車及び大型特殊自動車にあっては第 3 号様式、二輪の小型自動車にあっては第 4 号様式とする。

（変更届出事項）

第 11 条 法第 94 条の 9 において準用する法第 81 条第 1 項第 4 号の事業場の設備のうち特に重要なものは、次のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号の屋内作業場の位置又は面積
- (2) 第 2 条第 1 項第 2 号の自動車検査用機械器具の名称、型式又は数

（自動車検査用機械器具の校正）

第 12 条 指定自動車整備事業者は、第 2 条第 1 項第 2 号（リを除く。）の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から 1 年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という。）が行う校正（以下「登録校正」という。）を受けるものとする。

- 2 指定自動車整備事業者は、前項の校正に関する記録を 1 年間保存しなければならない。

（自動車検査員の研修）

第 14 条 指定自動車整備事業者は、自動車検査員であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- (1) 自動車検査員として新たに選任した者
- (2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

P79 関連 指定業務処理要領 第 9 条

(標識)

第15条 指定自動車整備事業者が掲げる標識の様式は第5号様式とする。

(申請書等の経由)

第16条 第1条の申請書、第5条第1項及び第3項の届出書並びに法第94条の9において準用する法第81条第1項（同項第4号に係る部分に限る。）及び第2項の届出書は、正副2通を事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、地方運輸局長に提出しなければならない。

附 則〔昭和37年9月26日 運輸省令第49号〕

この省令は、昭和37年10月1日から施行する。

）

附 則〔令和4年5月25日 国土交通省第46号〕

第1条（施行期日）この省令は、令和9年1月1日から施行する。

第9条（指定自動車整備事業規則の一部改正に伴う経過措置）少なくとも1人の旧検定に合格した者を有する事業場に関して第4条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則（以下「新指定自動車整備事業規則」という。）第4条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新指定自動車整備事業規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第4条第1号イ	第62条の2の2第1項第7号イ（1）若しくは（3）又はハ	第62条の2の2第1項第7号イ（1）若しくは（3）又はハ（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第46号）附則第8条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	自動車車体・電子制御装置整備士	自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令第2条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧検定規則」という。）の規定による二級自動車シャシ整備士
	一級自動車整備士（総合）	一級自動車整備士（総合）又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士
第4条第1号ロ	第62条の2の2第1項第7号イ又はハ	第62条の2の2第1項第7号イ又はハ（自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令附則第8条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	又は一級自動車整備士（二輪）	若しくは一級自動車整備士（二輪）又は旧検定規則の規定による一級の自動車整備士

）

附 則〔令和7年7月8日 国土交通省令第82号〕

第1条（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。ただし、第3条中指定自動車整備事業規則第4条の改正規定（第1項第1号の改正規定を除く。）は、令和11年4月1日から施行する。

第3条（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日の際現に自動運行装置を備える自動車（以下この条において「自動運転車」という。）を対象とする法第94条の2第1項の指定自動車整備事業を行っている同項に規定する指定自動車整備事業者は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して4年を経過する日までの間は、第3条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第4条第2項に該当しない者を自動運転車について法第94条の5第1項又は法第94条の5の2第1項の証明を行う法第94条の4第1項の自動車検査員に選任することができる。

別表第1 削 除

別表第2（検査の基準）（第8条関係）

	検査の実施の方法																								
1 構造に関する検査	イ 次に掲げる事項が当該自動車検査証、登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。）又は自動車検査証返納証明書の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 長さ幅及び高さ (2) 車両重量及び車両総重量 ロ 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 最低地上高 (2) 最大安定傾斜角度 (3) 最小回転半径																								
2 装置に関する検査 （その1）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10) 及び (11) に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8) 及び (9) に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。 <table border="1"> <tr> <td>(1) かじ取り車輪の整列状態</td><td>サイドスリップ・テスト</td></tr> <tr> <td>(2) 制動装置の性能及び制動能力</td><td>ブレーキ・テスト</td></tr> <tr> <td>(3) 自動車が発する騒音の大きさ</td><td>音量計</td></tr> <tr> <td>(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度</td><td>一酸化炭素測定器</td></tr> <tr> <td>(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度</td><td>炭化水素測定器</td></tr> <tr> <td>(6) 自動車から排出される排出物の黒煙の汚染度</td><td>黒煙測定器</td></tr> <tr> <td>(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</td><td>オパシメータ</td></tr> <tr> <td>(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き</td><td>前照灯試験機</td></tr> <tr> <td>(9) 警音器の音の大きさ</td><td>音量計</td></tr> <tr> <td>(10) 速度計の指度の誤差</td><td>速度計試験機</td></tr> <tr> <td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td><td>速度計試験機</td></tr> <tr> <td>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</td><td>検査用スキャンツール</td></tr> </table>	(1) かじ取り車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト	(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト	(3) 自動車が発する騒音の大きさ	音量計	(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器	(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器	(6) 自動車から排出される排出物の黒煙の汚染度	黒煙測定器	(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ	(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機	(9) 警音器の音の大きさ	音量計	(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機	(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機	(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール
(1) かじ取り車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト																								
(2) 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト																								
(3) 自動車が発する騒音の大きさ	音量計																								
(4) 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器																								
(5) 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器																								
(6) 自動車から排出される排出物の黒煙の汚染度	黒煙測定器																								
(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ																								
(8) 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機																								
(9) 警音器の音の大きさ	音量計																								
(10) 速度計の指度の誤差	速度計試験機																								
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機																								
(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール																								
3 装置に関する検査 （その2）	次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。 (1) 動力伝達装置 (2) 走行装置 (3) 操縦装置 (4) 制動装置 (5) 緩衝装置 (6) 燃料装置 (7) 車枠及び車体 (8) 連結装置 (9) 物品積載装置 (10) 内圧容器及びその附属装置																								

	検 査 の 実 施 の 方 法
4 装置に関する検査 (その3)	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (1) 原動機 (2) 電気装置 (3) 乗車装置 (4) 前面ガラスその他の窓ガラス (5) 騒音防止装置 (6) ばい煙等の発散防止装置 (7) 灯火装置及び反射器 (8) 警報装置 (9) 指示装置 (10) 視野を確保する装置 (11) 走行距離計その他の計器 (12) 防火装置 (13) 運行記録計 (14) 速度表示装置 (15) 自動運行装置

別表第3 (第6条関係)

	点 検 箇 所	点 検 内 容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機 能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション又はトランスファ	変速機構又は動力分配機構の機能
	プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフト	回転時の状態
	原 動 機	運転状態

別表第4 (第6条関係)

	点 検 箇 所	点 検 内 容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機 能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
走行装置	リム、サイド・リング又はディスク・ホイール	損 傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション又はトランスファ	変速機構又は動力分配機構の機能
	原 動 機	運転状態

別表第5 (第6条関係)

	点 検 箇 所	点 検 内 容
かじ取り装置	ギヤ・ボックス	機 能
	ナックル又はかじ取り車輪	旋回動作
制動装置	倍力装置	機 能
走行装置	リム又はディスク・ホイール	損 傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	クラッチ、トランスミッション又はトランスファ	断続機構、変速機構又は動力分配機構の機能
	プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフト	回転時の状態
	原 動 機	運転状態

別表第6（第6条関係）

点 検 箇 所		点 検 内 容
走 行 装 置	リム又はディスク・ホイール	損 傷
緩 衝 装 置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動 力 伝 達 装 置	トランスミッション	変速機構の機能
原 動 機		運転状態

参考 指定規則第6条第1項各号口の点検

使用状況が特殊な例（シビアコンディションの判定）

条 件		条 件 の 目 安
A	悪路 凹凸路、砂利道、 雪道、未舗装路等	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・運転手が体に衝撃（突き上げ感）を感じる荒れた路面 ・石をはね上げたり、わだち等により下廻りを当てたりする機会の多い路面 ・ホコリの多い路面
B	走行距離大	①自家用自動車：20,000km／年、走行する場合 （別表第6適用車） ②事業用自動車等：10,000km／月走行する場合 （別表第3適用車）
C	山道、登降坂路	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・登り下りの走行が多く、ブレーキの使用回数が多い。
D	短距離走行の繰返し	1回の走行距離が8km以下が多い場合
E	低速走行の繰返し	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・20km／h以下の走行が多い場合
F	高地走行が多い	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・高度2000m以上の走行が多い場合
G	長時間アイドリング （ディーゼル車を除く）	1回の運転で走行頻度に対しアイドリング時間が長い場合 ・（目安）1日のアイドリングでの累積時間が2時間程度

【指定規則第6条第1項各号口の点検項目（使用状況が特殊である自動車の追加点検項目）】

メーカーが指定するシビアコンディション判定条件により指定規則別表第3～第6の点検項目を追加する。

＜別表第3～第6で掲げられている点検項目の抜粋＞

- ・かじ取り装置のギヤ・ボックスの機能
 - ・シャシばね又はショック・アブソーバの緩衝能力
 - ・原動機の運転状態
- 等々

【指定規則第6条第1項各号ハの点検項目（特殊な構造及び装置を有する自動車の追加点検項目）】

自動車の構造・装置が特殊である場合にはメーカーが指定する点検項目を追加する。

＜メーカーが指定する特殊な構造装置の点検項目例＞

- ・過給装置のベルトの緩み及び損傷（マツダ・トヨタ等）
 - ・油圧サスペンション車高調整機能（日産等）
 - ・トランスミッション・カーボン・ブラシの摩耗（スバル等）
 - ・エンジン・バルブのすき間（マツダ、三菱等）
 - ・ロード・センシング（プロポーショニング）バルブの機能（大型、中型）
 - ・ハイブリッド車インバーターの水量・水漏れ（マツダ・トヨタ等）
 - ・過給圧制御装置の機能（スバル）
- 等々

第 1 号様式（保安基準適合証、限定保安基準適合証）（第 9 条関係）

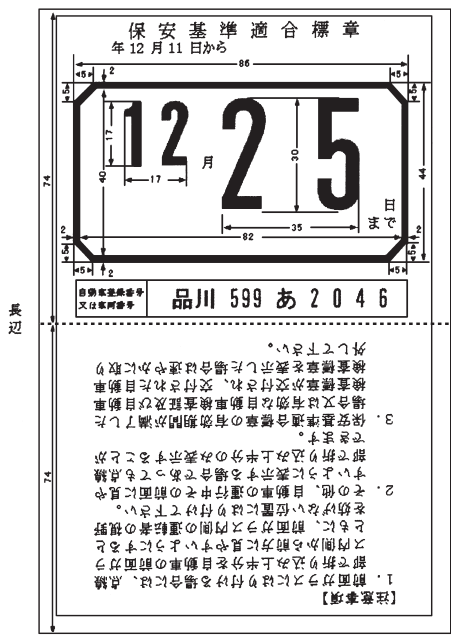
長 辺	保 安 基 準 適 合 証 限 定 保 安 基 準 適 合 証			
	年 月 日交付			
	番 号			
	指定自動車整備事業者の 氏名又は名称 事業場の名称及び所在地		印	
	次の自動車 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 自動車検査員の氏名			
	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。			
	年 月 日			
	印			
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号			
	車 台 番 号			
使用 者	氏名又は名称			
	住 所			
乗 車 定 員		人	最 大 積 載 量	kg
用 途			車 両 総 重 量	kg
保 險 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
注 1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から 15 日間とする。 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。				
短 辺 (日本産業規格 A 列 6 番)				

備考

- (1) 不要の文字を抹消すること。
- (2) 法第 16 条第 1 項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「保険期間」欄に記載しないこと。
※新規・予備の記載例は P248 ～ P249 参照
- (3) 法第 71 条の 2 第 1 項の規定による限定自動車検査証の交付を受けた自動車の場合は、「乗車定員」欄、「最大積載量」欄、「用途」欄、「車両総重量」欄及び「保険期間」欄に記載しないこと。
※限定の記載例は P250 参照
- (4) 使用者が未定である場合は、「使用者」欄に所有者の「氏名又は名称」及び「住所」を記載すること。
※記載例は P247 ～ P250 参照

第2号様式（保安基準適合標章）（第9条関係）

(表)



短辺（日本産業規格A列6番）

(裏)

番号		年		月	日	交付
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地		印				
次の自動車道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 検査の年月日 年 月 日 自動車検査員の氏名 印						
自動車登録番号又は車両番号						
車台番号						
使用	氏名又は名称					
者	住所					
乗車定員	人	最大積載量	kg			
用途		車両総重量	kg			
保険期間	年 月 日から 年 月 日まで					

備考

- (1) 有効期間が満了する日を表示する数字は、赤色又は黒色とすること。
- (2) 有効期間及び自動車登録番号又は車両番号は、図示の例により表示すること。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第2号様式の2（保安基準適合標章）（第9条関係）

(表)



短辺（日本産業規格A列6番）

(裏)

(電子申請用)						
番号		年 月 日 交付				
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地						
次の自動車道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 検査の年月日 年 月 日 自動車検査員の氏名						
自動車登録番号又は車両番号						
車台番号						
使用	氏名又は名称					
者	住所					
乗車定員	人	最大積載量	kg			
用途		車両総重量	kg			
保険期間	年 月 日から 年 月 日まで					

備考

- (1) 有効期間が満了する日を表示する数字は、赤色又は黒色とすること。
- (2) 有効期間及び自動車登録番号又は車両番号は、図示の例により表示すること。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

第3号様式（指定整備記録簿）（第10条の2関係）

○点検及び整備の概要等

指 定 整 備 記 録 簿

○検査機器等による検査

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器	
前 軸	前前軸	右	N	軸重	左右差	N	聴感・テスト デシベル	
	前前軸	左	N	kg	N/kg	速度計の誤差		
	前後軸	右	N	軸重	左右差	N	聴感・テスト	
	前後軸	左	N	kg	N/kg	cm	デシベル	
後 軸	後前軸	右	N	軸重	左右差	N	OBD 検査結果 C O	
	後前軸	左	N	N/kg	N/kg	cm		%
	後後軸	右	N	軸重	左右差	N	タイヤの振れ	
	後後軸	左	N	kg	N/kg	cm	良・否	
計		N	車両重量	N/kg	主×100	主×100	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質
手動		N	kg	N/kg	副×100	副×100	イン・アウト	視認・テスト
走行テスト等の方法と結果				光 度	cd	cd	mm	% m ⁻¹

○目視等による検査

①	最低地上高	☐
②	最大安定傾斜角度	☐
③	最小回転半径	☐
④	原動機及び動力伝達装置	☐
⑤	走行装置	☐
⑥	操縦装置	☐
⑦	制動装置	☐
⑧	緩衝装置	☐
⑨	燃料装置及び電気装置	☐
⑩	車枠及び車体	☐
⑪	連結装置	☐
⑫	乗車装置及び物品積載装置	☐
⑬	前面ガラスその他の窓ガラス	☐
⑭	騒音防止装置	☐
⑮	ばい煙等の発散防止装置	☐
⑯	灯火装置及び反射器	☐
⑰	警報装置	☐
⑱	指示装置	☐
⑲	視野を確保する装置	☐
⑳	走行距離計その他の計器	☐
㉑	防火装置	☐
㉒	内圧容器及びその附属装置	☐
㉓	自動運行装置	☐
㉔	その他	☐

○自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車体の形状	車 名	型 式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特		自家用・事業用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長 さ	幅	高 さ	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日
依頼者の氏名 又は名称及び住所	
(備考)	

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月又は初度検査年月	
年 月	
検 査 の 年 月 日	
年 月 日	
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び 保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章 交付
有・無	
限定保安基準適合証の番号	

備考

(1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあっては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。

a 車台番号

b 自動車登録番号又は車両番号

(2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあっては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。

(3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあっては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。

(4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあっては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。

(5) 「目視等による検査」欄には、別表第2の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。

(日本産業規格A列3番)

第4号様式（指定整備記録簿）（第10条の2関係）

指 定 整 備 記 録 簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

前 軸	制 動 力	軸重	取 付 高 さ	前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器
				右	左		
	N		cm	cm	cm	cd	聴感・テスト デシベル
後 軸	軸重	kg	光 軸	下		速度計の誤差	排 気 騒 音
				左・右	左・右		
	N	N/kg	度	cm	cm	km/h	聴感・テスト デシベル
計	車両重量	kg	光 度	主×100		タイヤの振れ	C O
				副×100	副×100		
	N	N/kg	度	cd	cd	良・否	% H C 4 2 ppm
走行テスト等の方法と結果							

○目視等による検査

構造	①	最低地上高	□
装 置	③	最小回転半径	□
	①	原動機及び動力伝達装置	□
	②	走行装置	□
	③	操縦装置	□
	④	制動装置	□
	⑤	緩衝装置	□
	⑥	燃料装置及び電気装置	□
	⑦	車枠及び車体	□
	⑧	連結装置	□
	⑨	乗車装置及び物品積載装置	□
	⑩	前面ガラスその他の窓ガラス	□
	⑪	駆音防止装置	□
	⑫	ばい煙等の発散防止装置	□
	⑬	灯火装置及び反射器	□
	⑭	警報装置	□
	⑮	指示装置	□
	⑯	視野を確保する装置	□
	⑰	走行距離計その他の計器	□
	⑱	防火装置	□
	⑲	内圧容器及びその附属装置	□
⑳	その他	□	

○自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

車体の形状	自家用・事業用の別	用 途	型 式	乗車定員	車両重量	車両総重量
	自家用・事業用			人	kg	kg
原動機の型式	長 さ	幅	高 さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
	cm	cm	cm	kW ℓ	ガソリン・軽油 その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日	(依頼者の依頼事項)
依頼者の氏名 又は名称及び住所		
(備考)		

初度検査年月	
年 月	
検 査 の 年 月 日	
年 月 日	
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び 保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付 有・無
限定保安基準適合証の番号	

備考

(日本産業規格A列3番)

(1)「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあっては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。

a 車台番号

b 車両番号

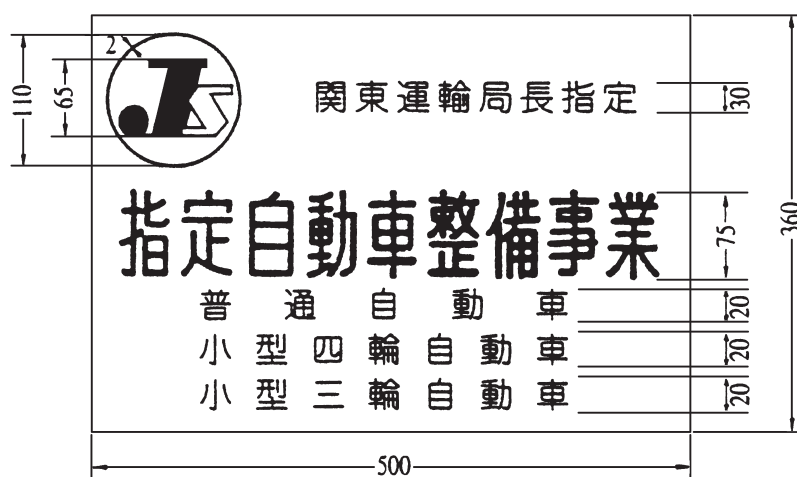
(2)「前軸」、「後軸」及び「計」の欄の記載にあっては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合において、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。

(3)前照灯が一灯である場合には、「取付高さ」、「光軸」及び「光度」の欄の記載にあっては、「右」の欄に記載すること。

(4)「目視等による検査」欄には、別表第2の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その2）及び装置に関する検査（その3）の項目についての検査結果を記載すること。

-19-

第5号様式（指定自動車整備事業者の標識）（第15条関係）



備考

- (1) 指定自動車整備事業者の標識は、図示の例により、上段に標章及び指定を行った地方運輸局長名を、中段に「指定自動車整備事業」の文字を、下段に対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車（大型）（普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（中型）（普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（小型）（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するものであって、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車（乗用）（普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）

小型四輪自動車

小型三輪自動車

小型二輪自動車

軽自動車

大型特殊自動車

- (2) 対象とする自動車の種類が4以上のときは、左右二列に配置すること。
- (3) 寸法の単位はミリメートルとする。
- (4) 標識は、金属製又は合成樹脂製とすること。
- (5) 標識の塗色は、地色を青色とし、文字及び標章を白色とすること。

2. 自動車損害賠償保障法（抜粋）

制定 昭和30年7月29日 法律 第97号
最終改正 令和8年4月1日 法律 第2号

（自動車損害賠償責任保険証明書の備付）

第8条 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書（前条第2項の規定により変更についての記入を受けなければならないものにあつては、その記入を受けた自動車損害賠償責任保険証明書。次条において同じ。）を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。

（自動車損害賠償責任保険証明書の提示）

第9条 道路運送車両法第4条、第34条第1項、第36条の2第5項、第60条第1項、第62条第2項（第63条第3項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）、第67条第1項（使用者の変更に係る部分に限る。）、第71条第4項若しくは第97条の3又は総合特別区域法（平成23年法律第81号）第22条の2第3項に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁（道路運送車両法第74条の4の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項から第5項までにおいて同じ。）に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。ただし、道路運送車両法第94条の5第8項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合において同法第62条第2項に規定する処分を受けようとするとき、又は総合特別区域法第22条の2第3項に規定する処分を受けようとするときは、国土交通省令で定める方法により作成した自動車損害賠償責任保険証明書の写しの提出をもって、自動車損害賠償責任保険証明書の提示に代えることができる。

2 前項本文の場合において、同項本文の処分を受けようとする者は、政令で定めるところにより、保険会社に委託して、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により道路運送車両法第7条第4項の登録情報処理機関（次項及び第4項において「登録情報処理機関」という。）に提供することができる。

3 前項の規定により自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、第1項本文の処分を受けようとする者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書を当該行政庁に提示したものとみなす。

4 前項の場合において、当該行政庁は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

5 当該行政庁は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示又はその写しの提出がないときは、第1項の処分をしないものとする。道路運送車両法第58条第1項に規定する検査対象外軽自動車以外の自動車について、その提示又は提出があつた自動車損害賠償責任保険証明書又はその写しに記載された保険期間が、当該自動車検査証に記録すべき有効期間又は臨時運行の許可の有効期間若しくは回送運行の許可の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでない場合においても、同様とする。

6 道路運送車両法第94条の5第1項の規定により保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付を請求しようとする者は同法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者に対して、総合特別区域法第22条の2第11項の規定により点検整備済証の交付を請求しようとする者は同項の指定点検整備事業者に対

して、それぞれ自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

- 7 指定自動車整備事業者は、前項の規定による提示がないとき、又はその提示があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から道路運送車両法第94条の5第8項の規定により保安基準適合証の提出があった場合において記録されるべき同法第61条第1項に規定する自動車検査証の有効期間（次項において単に「自動車検査証の有効期間」という。）が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同法第94条の5第1項の規定にかかわらず、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。
- 8 指定点検整備事業者は、第6項の規定による提示がないとき、又はその提示があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から当該点検整備済証を添付して総合特別区域法第22条の2第1項の規定により自動車検査証の有効期間の伸長の申請がされた場合において記録されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と重複するものでないときは、同条第11項の規定にかかわらず、点検整備済証を交付してはならない。

3. 自動車損害賠償保障法施行規則（抜粋）

制定 昭和 30 年 12 月 1 日 運輸省令第 66 号

）

最終改正 令和 8 年 4 月 1 日 国土交通省令第 36 号

（自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法）

第 1 条の 2 法第 9 条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。

- （1）複写機を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下この条において同じ。）を複写すること。
- （2）複写紙を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式 of 用紙に当該自動車損害賠償責任保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記により作成すること。
- （3）自動車損害賠償責任保険証明書を交付した者又は法第 9 条第 6 項の規定による提示を受けた者が、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載された事項を当該自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式 of 用紙に転写し、これに記名すること。

P71 参考 自賠法施行規則事務の取扱いについて

（電磁的方法）

第 1 条の 3 法第 9 条第 2 項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- （1）送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されるもの
- （2）磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法